

平成 21 年度 松代公民館運営審議会 開催概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 5 日 (金) 午後 3 時から 4 時 30 分まで
- 2 場 所 長野市立松代公民館 1 階 講義室 1
- 3 出席者 審議会委員 8 名 事務局から成立報告
公民館職員 5 名 (館長・係長・職員 3 名)
- 4 欠席者 審議会委員 1 名
- 5 自己紹介 委員名簿順及び職員
- 6 委嘱書の交付 館長より新任委員に交付
- 7 公民館長あいさつ

5 月と 6 月の松代公民館の利用状況を説明 (1 日平均で 100 名程の利用があり、地域の大勢の方々に利用をいただいている、「学びたい」という意欲に応えていける、公民館であるよう事業内容を行っている。また、今年度から補佐が引き上げとなったが新たに職員が一人増え、5 人体制で利用しやすい環境を心がけ努力している。

なお、公民館の指定管理については、住民自治協議会の運営を軌道に乗せていただくことが第一と考えている。体制が整い、公民館の指定管理者となることについて住民自治協議会の決定を得た上で、申請 (仕様書・協定書・マニュアル) していただくこととなり、協定を結ぶことになるのでご承知いただきたい。平成 21 年度松代公民館運営基本方針」及び「平成 21 年度松代公民館事業計画」について諮問するのでよろしくお願ひしたい。

- 8 運営審議会 会長の選任及び職務代理者の指名

委員の互選により出席委員全員一致で田中雅登区長会長に会長をお願いし、本人了承をいただく。

田中区長会長が職務代理者として松代地区住民自治協議会顧問の荒川氏を指名し、本人了解する。

- 9 会長及び会長職務代理者あいさつ

会 長・・・・・・・・田中 雅登氏

会長職務代理者・・・荒川 益雄氏

- 10 諮 問

館長から会長へ「平成 21 年度公民館運営基本方針について 平成 21 年度松代公民館事業計画について」の 2 点について諮問

- 11 議 事

市条例に基づき、議長が会長となる。

平成 21 年度松代公民館運営基本方針について

平成 21 年度松代公民館事業計画について

事務局 (所) 一括説明

質疑・意見（ は、委員発言 は公民館職員発言）

公民館は各種団体・サークル等が多く使用していることについて大変驚いている。私の公民館のイメージ・感覚では知らなかったものが説明で大変わかり、いわば住民の学校であると受け止めた。

松代分館では市民運動会を行っているが、各7分館の情報共有をどう分館では行っているかお聞きしたい。

分館長・主事会議を年5回開催しており、その中で分館の事業内容について、情報交換している。

鍵管理はどのように行っているのか。

平成19年4月から、夜間休日の利用については、利用者に鍵を渡し利用終了後にそれぞれが消灯や戸閉めをしていただいている。今まで大きなトラブルもなく移行している。

現在、松代地区住民自治協議会と松代公民館の共催事業については、指定管理をしていくうえで、慎重に対応していただきたい。

松代地区住民自治協議会と松代公民館との共催事業については、これからも協働で行っていくが、あくまでも公民館は公民館の事業を行い、松代地区住民自治協議会は自治協の事業を行い共催できる事業については、積極的に共催事業を行っていく。

公民館の色々な講座等に参加してみたいが、公民館の駐車場が狭いため、参加できないと言う声を聞いているがどうにかならないか。（足腰が痛いので公民館地内で車を止められれば参加できる）

駐車場問題につきましては、公民館でも昔から困っていました。そこで少しでも利用者の駐車スペースを確保するため今年3月に西側に4台程の駐車スペースの増設工事を行いましたので、ご理解願いたい。なお、今後の駐車場問題につきましては、松代全体で考えなければと思いますので、ご協力願いたい。

答申内容について

議長（会長）より原案どおりでよろしいか委員へ諮る。（全員一致で原案を承認）

12 答申 会長から館長へ「原案どおりで差し支えない」旨答申

13 その他 特になし

14 閉会 午後4時30分

公民館の応答がないものは、意見・要望事項である。

以上